

水俣・芦北地域雇用創造協議会役員

役職名	現 任 (令和2年(2020年)7月～令和5年(2023年)7月)		選 任 案 (令和5年(2023年)7月～令和8年(2026年)7月)		備 考
会 長	芦北地域振興局長	小 原 正 巳	芦北地域振興局長	小 原 正 巳	規約第6条第2項
副会長	水俣市長	高 岡 利 治	水俣市長	高 岡 利 治	規約第6条第4項
〃	芦北町長	竹 崎 一 成	芦北町長	竹 崎 一 成	〃
〃	津奈木町長	山 田 豊 隆	津奈木町長	山 田 豊 隆	〃
監 事	あしきた農業協同組合 組合長	白 坂 主 税 (令和3年6月～)	あしきた農業協同組合 組合長	白 坂 主 税	〃
〃	(株)肥後銀行水俣支店 支店長	廣 瀬 貴 子 (令和5年4月～)	(株)肥後銀行水俣支店 支店長	廣 瀬 貴 子	〃

水俣・芦北地域雇用創造協議会規約（抜粋）

第3章 役員

（役員）

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、熊本県芦北地域振興局長とする。

3 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

4 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

7 役員は非常勤とする。

（選任等）

第7条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。